

高度衛生管理基本計画

1 変更理由

変更理由
博多漁港は、福岡市中央卸売市場鮮魚市場を擁し、日本海・東シナ海を漁場とする遠洋・沖合漁業及び博多湾・玄界灘を主漁場とする沿岸漁業に加え、全国からの陸上搬入による水産物の広域的な集散基地であり、西日本有数の水産物流通拠点としての位置を築いている。
本漁港では、現在、水産物の安定供給と輸出にも対応した競争力強化を図るため、陸揚岸壁とその背後の荷さばき所を対象範囲とし、取り扱われる水産物が陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的危害が加わらないよう、高度な衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体的な整備を行っている。また、大規模地震等の災害時に漁業の早期再開及び水産物流通機能の確保を図るために、陸揚岸壁の耐震強化を行っている。
しかしながら、本基本計画の策定後に、博多漁港で陸揚げしていた大島地区のまき網船団が、漁場から近い県内の鐘崎漁港に陸揚げを集約し博多漁港へ陸送する計画となつたことなどから、陸送量の増加と陸揚量の減少に対応するため、衛生管理の基本方針について、車両からの危害防止などの措置を強化するとともに、岸壁の整備延長を見直すこととする。
あわせて、選別作業員の高齢化による労働力不足が深刻化していることから、選別作業等の効率化を図るため、荷さばき所の構造を見直すこととする。
1. 陸送量増加への対応の具体
1) 通行規制の見直し（西卸売場棟）
排気ガス対策のため、セリ時間中は トラックを進入規制するソフト対策中心の衛生管理としていたが、陸送量の増加により、セリ時間中の搬入が見込まれることから、通路側に壁及びシャッターを設けるハード対策（閉鎖型）に変更する。
2) タイヤ洗浄施設の見直し（全棟共通）
卸売場に入場する構内運搬車両は、洗浄槽によるタイヤ洗浄としていたが、陸送量の増加に伴い、洗浄回数の増加が想定されることから、より洗浄力を維持するため、流水設備を併設した仕様に変更する。
3) 閉鎖型施設の外壁位置の見直し（突堤東卸売場棟、東卸売場棟、魚函倉庫棟）
陸送量の増加が見込まれることから、動線や陳列スペース等を見直し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、外壁の設置位置を外部側に変更する。
2. 陸揚量減少への対応の具体
耐震強化岸壁の整備延長は、まき網船の最大使用延長（3バース）を確保する方針としていたが、近年の陸揚岸壁の利用状況が減少傾向であることや、大島地区のまき網船の陸揚を鐘崎漁港に集約化し、博多漁港へ陸送する計画となつたことを踏まえ、耐震強化岸壁の整備延長を2バースに変更する。

3. 選別作業等の効率化への対応の具体

選別作業員の高齢化による労働力不足が深刻化していることから、長浜卸売場棟の建替えにあたっては、より効率的な作業動線を確保するため、選別作業エリアが柱で分断されないよう、荷さばき所の構造を見直す。

あわせて、効率的な施氷を行うため、閉鎖型化する施設の換気方法を自然換気から機械換気に変更する。

2 地域名

博多地区

3 地域の概要

都道府県名	福岡県	関係市町村名	福岡市			
地域の特徴	博多漁港は、背後に 250 万人ともいわれる福岡都市圏人口を抱え、福岡市中央卸売市場鮮魚市場を擁し、密接な連携のもと、日本海・東シナ海を漁場とする遠洋・沖合漁業及び博多湾・玄界灘を主漁場とする沿岸漁業に加え、九州・西日本各地のほか、全国からの陸上搬入による水産物の広域的な集散基地であり、また、産地市場と消費地市場の両面の機能を合わせ持つ西日本有数の拠点市場としての位置を築いている。					
福岡市の中でも最大の繁華街である天神を背後に抱え、前面の海域は博多港（特定重要港湾）港湾区域に囲まれ、既存の狭隘な漁港区域の背後や前面には拡張の余地がない中で、漁港用地の有効活用により全国の主要産地市場（漁港）でトップクラスの取扱金額を維持している。また、多目的広場やプロムナードが整備され、市民に親しまれる漁港となっている。						
水産業の役割	本漁港は、昭和 30 年に開場した福岡市中央卸売市場鮮魚市場（以下、鮮魚市場）が中央に位置しており、昭和 35 年に特定第 3 種漁港の指定を受けた。日本海西部から壱岐、対馬、長崎、五島などの広範囲の漁場で操業する遠洋まき網漁業や地元福岡の沿岸漁業の水揚げに加え、韓国や中国からの生鮮水産物、九州全域をはじめ、北海道、三重県、鳥取県などの全国各地からの陸上搬入漁獲物の中核集積基地として役割を担っている。また、本漁港からは、福岡県内はもとより九州・西日本各地をはじめ、全国各地へ向けて生鮮水産物が出荷される西日本屈指の流通拠点となっており、全国有数の取扱高を誇っている。					
平成 27 年の属地陸揚量は 19,137 トン、属地陸揚金額は 4,807 百万円となっている。魚種別には、サバ、ブリ、マアジ、その他のマグロ類などがあげられている。また、近隣の漁港から陸上搬入される水産物も多く、属地陸揚量よりも陸上搬入量の方が多い。平成 27 年時点では、属地陸揚量が 19,137 トンに対し、陸上搬入量は 51,357 トンとなっている。						
消費地機能を併せ持つ本漁港は、安全・安心な水産物の安定供給という消費者ニーズに応えることにより、水産物の消費拡大を図ることとし、福岡都市圏の食を支える生鮮水産物流通拠点漁港として、浄化海水給水施設等を活用した衛生管理型荷さばき所の整備を平成 12 年～平成 14 年及び平成 20 年～平成 22 年にかけて実施した。						
また、本漁港は台風などの荒天時には福岡市沿岸からの避難港として重要な役目を果たしており、福岡市地域防災計画では災害発生時に水産物の安定的な供給を図るとともに、被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等の支援を行う防災拠点漁港に位置付けられていることから、老朽化した漁港施設の機能診断を実施し、計画的かつ効率的な更新・補修を行い、漁港施設の長寿命化及び安全性の向上を図っている。						

漁港名：博多漁港	種別：特定第3種	所在地：福岡県福岡市
市場取扱量：78,217 t	市場取扱金額：47,519 百万円	
属地陸揚量：19,137 t	属人陸揚量：9,673 t	属地陸揚金額：4,807 百万円
登録漁船数：23 隻	利用漁船数：671 隻	

資料：福岡市中央卸売市場年報（水産物編）(H27), 港勢調査(H27)

4 高度衛生管理の基本方針等

高度衛生管理の基本的な考え方

＜博多漁港で衛生管理を行う重要性＞

博多漁港は、遠洋まき網漁業や沿岸漁業の陸揚げに加え、韓国や中国からの生鮮水産物、九州各地からの陸上搬入漁獲物の中核集積基地としての役割を担っており、産地機能と消費地機能を併せ持つ漁港である。

このように中核集積基地である博多漁港で高度衛生管理を実施することは、西日本の水産物の衛生管理に与える影響が大きく、背後の大消費地に衛生的な原料を供給することに寄与する。

※本計画における高度衛生管理とは

本計画における「高度衛生管理」とは、取り扱う水産物について、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施並びに記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。

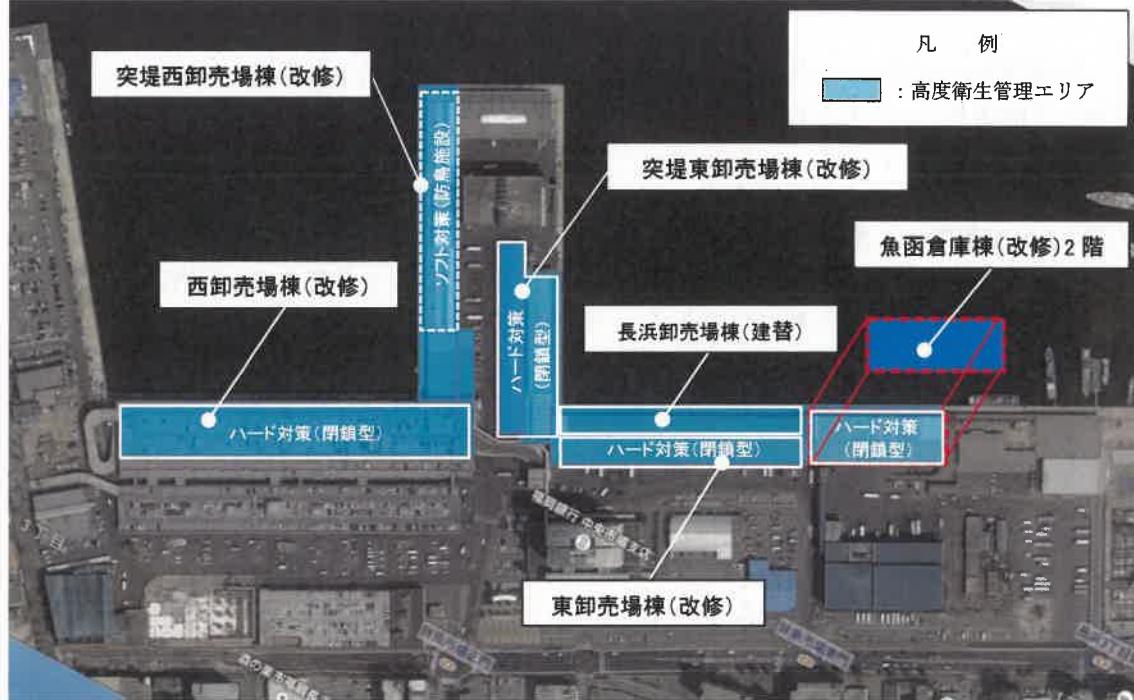
＜高度衛生管理導入の対象水産物と対象エリア＞

■対象水産物

高度衛生管理の対象水産物は、突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟では、アジ、サバ、ブリなどの青物、突堤西卸売場棟はタイ、ブリなど養殖物、西卸売場棟は青物以外の多種多様な水産物を対象としている。

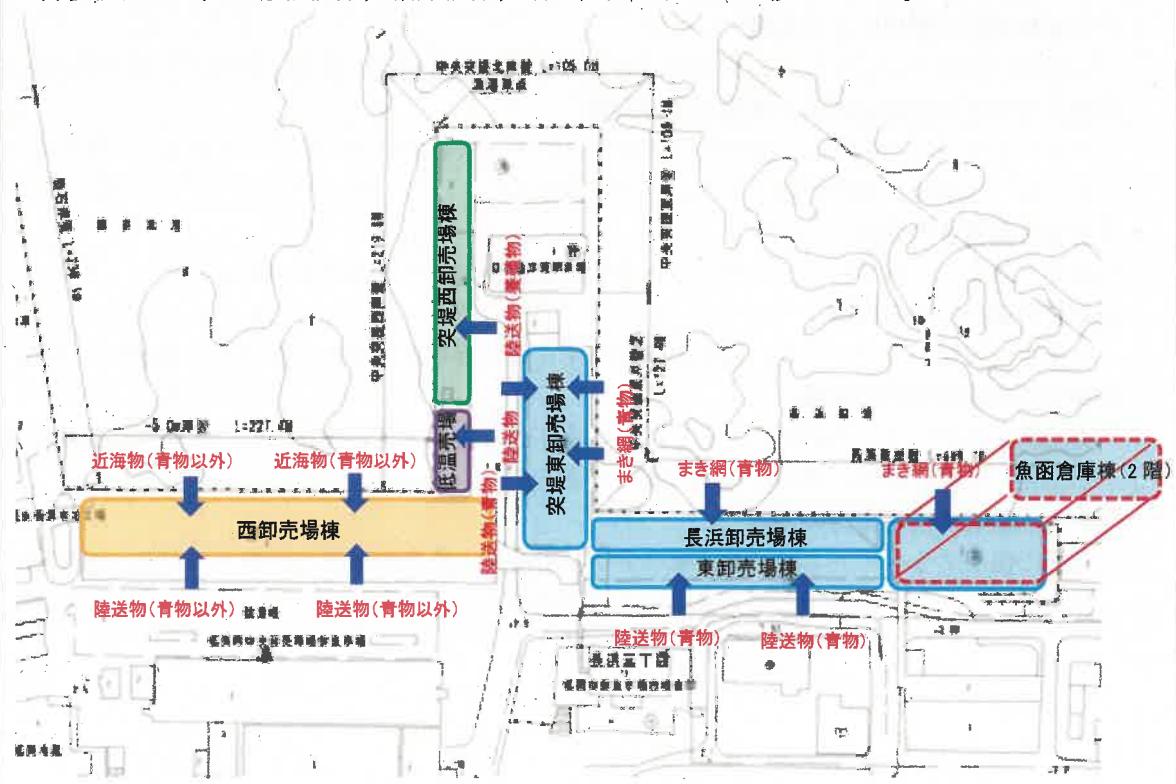
■対象エリア

まき網漁業及び陸送物を取り扱う突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟、活魚を取り扱う突堤西卸売場棟、近海物・陸送物を取り扱う西卸売場棟を高度衛生管理エリアとして設定し、水産物に危害が混入しないように、あるいは付着した細菌等が増殖しないように高度な衛生管理を行う。



<高度衛生管理対象エリアの現況>

博多漁港では、まき網漁業、沿岸漁業、活魚、陸送物を取り扱っている。



問題点

博多漁港の陸揚げから荷さばき、出荷の各段階において、衛生管理上、水産物への危害が懸念される問題点は以下のとおりである。

【突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟】

① 人・車両等から危害が及ぶ問題

- ・荷さばき所外を通行したガソリンフォークリフト等がそのまま荷さばき所内に進入しているため、タイヤに付着した異物や排気ガスが水産物に混入するおそれがある。
- ・フォークリフト等が荷さばき所内を錯綜しているため、水産物に対して交差汚染が生じる可能性がある。
- ・手洗い、長靴洗浄を行わず、荷さばき所内へ進入しているため、人から水産物へ危害が及ぶおそれがある。

② 風、塵、鳥から危害が及ぶ問題

- ・屋根だけの開放的な荷さばき所となっているため、上屋内へ風・塵・鳥等が侵入し、水産物に異物が混入するおそれがある。

③ 氷の露天搬入の問題

- ・水産物の施氷に用いる氷が露天で搬入されているため、雨・塵・鳥糞等などの異物が氷に混入するおそれがある。

④ 水産物の温度管理の問題

- ・施氷不足や搬出時に水産物が直射日光を浴びていることから、水産物の温度上昇が懸念される。

⑤ 水産物の露天搬出による問題

- ・水産物が露天で搬出されているため、雨・鳥糞などの異物が水産物に混入するおそれがある。

⑥ 荷さばき所の老朽化により危害が及ぶ問題

- ・荷さばき所の老朽化により雨だれ・さび汁の滴下、床面のひび割れによる水溜りの発生などが見られ、水産物に異物が混入するおそれがある。

⑦ 魚箱の直置きの問題

- ・魚箱が直置きされており、床面から水産物に異物が混入するおそれがある。

⑧ 木箱の使用による問題

- ・木箱が一部使用されており、細菌の増殖や木片等の異物が水産物に混入するおそれがある。

⑨ 廃棄物の適正処理の問題

- ・廃棄物の露出、ゴミ集荷場所の不足、廃棄物容器の洗浄不足が確認され、水産物に異物が混入したり、細菌の増殖の要因になる可能性がある。

⑩ 市場・器材の清潔保持の問題

- ・市場で使用するベルトコンベヤ、モートラ、床面等に鳥糞や残滓が付着しており、水産物に異物が混入したり、細菌の増殖の要因になる可能性がある。

【突堤西卸売場棟】

①人・車両等から危害が及ぶ問題

- ・荷さばき所外を通行したガソリンフォークリフト等がそのまま荷さばき所内に進入しているため、タイヤに付着した異物や排気ガスが水産物に混入するおそれがある。
- ・フォークリフト等が荷さばき所内を錯綜しているため、水産物に対して交差汚染が生じる可能性がある。
- ・手洗い、長靴洗浄を行わず、荷さばき所内へ進入しているため、人から水産物へ危害が及ぶ恐れがある。

②風、塵、鳥から危害が及ぶ問題

- ・屋根だけの開放的な荷さばき所となっているため、上屋内へ風・塵・鳥等が侵入し、水産物に異物が混入するおそれがある。

③氷の露天搬入の問題

- ・水産物の施氷に用いる氷が露天で搬入されているため、雨・塵・鳥糞等などの異物が氷に混入するおそれがある。

④水産物の温度管理の問題

- ・施氷不足による水産物の温度上昇が懸念される。

⑤廃棄物の適正処理の問題

- ・廃棄物の露出が確認され、水産物に異物が混入したり、細菌の増殖の要因になる可能性がある。

⑥市場・器材の清潔保持の問題

- ・市場で使用するベルトコンベヤ、モートラ、床面等に鳥の糞や残滓が付着しており、水産物に異物が混入したり、細菌の増殖の要因になる可能性がある。

【西卸売場棟】

①人・車両等からの危害が及ぶ問題

- ・荷さばき所外を通行したガソリンフォークリフト等がそのまま荷さばき所内に進入しているため、タイヤに付着した異物や排気ガスが水産物に混入するおそれがある。
- ・フォークリフト等が荷さばき所内を錯綜しているため、水産物に対して交差汚染が生じる可能性がある。
- ・手洗い、長靴洗浄を行わず、荷さばき所内へ進入しているため、人から水産物へ危害が及ぶおそれがある。

②鳥から危害が及ぶ問題

- ・荷さばき所の陸側が開放的な構造となっているため、上屋内へ鳥が侵入し、水産物に異物が混入するおそれがある。

③氷の露天搬入の問題

- ・水産物の施氷に用いる氷が露天で搬入されているため、雨・塵・鳥糞等などの異物が氷に混入するおそれがある。

④トラックの排気ガスの問題

- ・荷さばき所背後を通行するトラックの排気ガスにより、水産物に危害が及ぶおそれがある。

⑤木箱の使用による問題

- ・木箱が一部使用されており、細菌の増殖や木片等の異物が水産物に混入するおそれがある。

⑥廃棄物の適正処理の問題

・廃棄物の露出が確認され、水産物に異物が混入したり、細菌の増殖の要因になる可能性がある。

⑦市場・器材の清潔保持の問題

・市場で使用するベルトコンベヤ、モートラ、床面等に鳥糞や残滓が付着しており、水産物に異物が混入したり、細菌の増殖の要因になる可能性がある。

対応方針

<博多漁港の衛生管理の対応の方向性>

博多漁港の高度衛生管理対象範囲における、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施ならびに記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである（漁港における衛生管理基準のレベル3を目指す）。

対策にあたっては、まき網漁業及び陸送物を取り扱う突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟、活魚を取り扱う突堤西卸売場棟、近海物・陸送物を取り扱う西卸売場棟に対してそれぞれ対応を検討した。

■突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟の整備の方向性

突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟は、まき網漁船の入港に合わせて昼間でも陸揚げ作業及び陳列、セリが行われることから、温度管理、鳥害対策のため、壁及びシャッターによる閉鎖型の環境を創出し、衛生管理を行う。

また、突堤東卸売場棟、東卸売場棟、魚函倉庫棟は、陸送量の増加が見込まれることから、動線や陳列スペース等を見直し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、外壁の設置位置を外部側に変更する。あわせて、構内運搬車両用出入口は、搬出時の混雑緩和を図るため、セリ時の搬出が可能な仕様とする。

長浜卸売場棟の建替えは、選別作業員の高齢化による労働力不足が深刻化していることから、より効率的な作業動線を確保するため、選別エリアが柱で分断されないよう、柱の少ない空間を形成する。

■突堤西卸売場棟の整備の方向性

突堤西卸売場棟については、早朝のセリに合わせて活魚が搬入され、活〆、計量が行われる。

閉鎖型の環境とすることが理想的であるが、魚体が露出するのは、活〆～計量の間の短時間の作業であり、計量後は発泡で管理されていること、コスト縮減等の点から、鳥害対策とソフト対策を中心に衛生管理を行う。

■西卸売場棟の整備の方向性

西卸売場棟については、早朝のセリに合わせて水産物が搬入され、陳列、セリが行われる。

既に海側には壁及びシャッターがあり、プラットフォーム化等の基本の衛生管理対応がなされている。それにより、排気ガス対策のため、セリ時間中はトラックを進入規制するソフト対策中心の衛生管理としていたが、陸送量の増加により、セリ時間中の搬入が見込まれることから、通路側に壁及びシャッターを設けて閉鎖型の環境を創出し、衛生管理を行う。あわせて、構内運搬車両用出入口は、搬出時の混雑緩和を図るため、セリ時の搬出が可能な仕様とする。

＜博多漁港の衛生管理の基本方針＞

博多漁港の高度衛生管理市場の基本方針は以下の通りである。

【突堤東卸売場棟・長浜卸売場棟・東卸売場棟・魚函倉庫棟】

①人・車両等から危害が及ぶ問題

- ・プラットフォームを設置し、物理的に荷さばき所への車両の進入を禁止する。
また、構内運搬車両用入口にタイヤ洗浄施設を設置し、タイヤに付着した異物を取り除く。
タイヤ洗浄施設は、洗浄槽に流水設備を併設することで、通過交通量に対応した確実な洗浄を行う。
- ・水産物への排気ガス混入を防止するため、構内運搬車両は原則電動式とする。
- ・水産物、人、車両動線の交差に起因する危害を防止するため、荷さばき所内にフォークリフト（モートラも含む）の通行帯を設け、構内運搬車両の動線を整理する。
- ・人の荷さばき所内への入場は、原則、人専用出入り口からのみ可能とするものとし、人専用出入り口には手洗い場、長靴洗浄槽を設け、手洗い・長靴洗浄の徹底を図る。

②風、塵、鳥から危害が及ぶ問題

- ・壁及びシャッターに囲われた閉鎖型荷さばき所にし、搬入・搬出時以外は、シャッターを閉鎖することで防風・防塵・防鳥対策を行う。
また、構内運搬車両用出入口は、搬出時の混雑緩和を図るため、セリ時の搬出が可能な仕様とする。

③氷の露天搬入の問題

- ・氷への異物の混入を防ぐため、氷運搬車への蓋かけを行う。

④水産物の温度管理の問題

- ・直射日光による温度上昇を防ぐため、施氷の徹底、搬出側へ庇を設置する。
- ・自然換気を想定していたが、自然換気では屋内の温度上昇を十分に抑制できず、施氷効果の維持が困難なため、機械換気に変更する。
なお、長浜卸売場棟と東卸売場棟は、屋根幅が広く、機械換気だけでは滞留空気が発生する懸念があるため、中間部で換気用開口部を設ける。

⑤水産物の露天搬出による問題

- ・雨・鳥糞などの異物が水産物に混入を防ぐため、搬出側へ庇を設置する。

⑥荷さばき所の老朽化による危害混入の問題

- ・施設の老朽化による異物の混入を防ぐため、長浜卸売場棟の建替え、床面のプラットフォーム化や補修を行う。

⑦魚箱の直置きの問題

- ・床面から水産物への異物混入を防ぐため、平置きされた魚箱への蓋かけやパレット上への魚箱の陳列等を徹底する。

⑧木箱の使用による問題

- ・水産物への異物の混入を防ぐため、発泡魚箱やプラスチック魚箱を使用する。

⑨廃棄物の適正処理の問題

- ・廃棄物による異物混入、細菌増殖を防ぐため、廃棄物容器の蓋の設置、廃棄物集積場所の増設、廃棄物容器の定期的な洗浄等を行う。

⑩市場・器材の清潔保持の問題

- ・市場・機材の清潔保持については、管理・運営の強化で対策する。

【突堤西卸売場棟】

①人・車両等から危害が及ぶ問題

- ・固定式の防鳥ネット及び腰壁を設置し、物理的に荷さばき所への車両の進入を禁止する。
また、構内運搬車両用入口にタイヤ洗浄施設を設置し、タイヤに付着した異物を取り除く。
タイヤ洗浄施設は、洗浄槽に流水設備を併設することで、通過交通量に対応した確実な洗浄を行う。
- ・水産物への排気ガス混入を防止するため、構内運搬車両は原則電動式とする。
- ・荷さばき所内におけるフォークリフト（モートラも含む）は、活〆～計量のエリアに進入しないよう動線を整理し、交差汚染を防ぐものとした。
- ・人の荷さばき所内への入場は、原則、人専用出入り口からのみ可能とするものとし、人専用出入り口には手洗い場、長靴洗浄槽を設け、手洗い・長靴洗浄の徹底を図る。

②風、塵、鳥から危害が及ぶ問題

- ・壁及びシャッターに囲われた閉鎖型荷さばき所にすることが理想であるが、搬入～活〆～計量までの作業が短時間であり、計量後において水産物は発泡魚箱で管理され、セリを行わずに速やかに搬出されることから、コスト縮減の観点より、魚箱の蓋かけ・清掃の徹底などソフト対策を中心に衛生管理し、鳥害や外部からの跳ね水に対して、防鳥ネット及び腰壁で対応する。

③氷の露天搬入の問題

- ・氷への異物の混入を防ぐため、氷運搬車への蓋かけを行う。

④水産物の温度管理の問題

- ・直射日光による温度上昇を防ぐため、施氷を徹底する。

⑤廃棄物の適正処理の問題

- ・廃棄物による異物混入、細菌増殖を防ぐため、廃棄物容器の蓋の設置等を行う。

⑥市場・器材の清潔保持の問題

- ・市場・機材の清潔保持については、管理・運営の強化で対策する。

【西卸売場棟】

①人・車両等から危害が及ぶ問題

- ・構内運搬車両用入口にタイヤ洗浄施設を設置し、タイヤに付着した異物を取り除く。
タイヤ洗浄施設は、洗浄槽に流水設備を併設することで、通過交通量に対応した確実な洗浄を行う。
- ・水産物への排気ガス混入を防止するため、構内運搬車両は原則電動式とする。
- ・水産物・人・車両動線の交差に起因する危害を防止するため、荷さばき所内にフォークリフト（モートラも含む）の通行帯を設け、構内運搬車両の動線を整理する。
- ・人の荷さばき所内への入場は、原則、人専用出入り口からのみ可能とするものとし、人専用出入り口には手洗い場、長靴洗浄槽を設け、手洗い・長靴洗浄の徹底を図る。

②風、塵、鳥から危害が及ぶ問題

- ・通路側に壁及びシャッターを設けて閉鎖型荷さばき所にし、搬入・搬出時以外は、シャッターを閉鎖することで防風・防塵・防鳥対策を行う。
また、構内運搬車両用出入口は、搬出時の混雑緩和を図るため、セリ時の搬出が可能な仕様とする。

③氷の露天搬入の問題

- ・氷への異物の混入を防ぐため、氷運搬車への蓋かけを行う。

④水産物の温度管理の問題

- ・自然換気を想定していたが、自然換気では屋内の温度上昇を十分に抑制できず、施氷効果の維持が困難なため、機械換気に変更する。

⑤木箱の使用による問題

- ・水産物への異物の混入を防ぐため、発泡魚箱やプラスチック魚箱を使用する。

⑥廃棄物の適正処理の問題

- ・廃棄物による異物混入、細菌増殖を防ぐため、廃棄物容器の蓋の設置等を行う。

⑦市場・器材の清潔保持の問題

- ・市場・機材の清潔保持については、管理・運営の強化で対策する。

高度衛生管理を実施するための体制の構築

博多漁港では今まで、博多漁港の衛生管理基本計画を策定するために、卸売業者、仲卸業者、開設者からなる「博多漁港高度衛生管理検討協議会」とその下部組織である「博多漁港高度衛生管理検討ワーキンググループ」を設置してきた。

今後、荷さばき所の施設（ハード）整備と合わせ、高度な衛生管理体制を実現するため、衛生管理作業マニュアル・チェックリストの作成、衛生管理の責任者・役割分担、衛生状態の記録とその保持ができるように体制を構築する。

今後、管理すべきものとして検討を行う事項は以下の通りである。

- ・施設の管理に関する事項
- ・人の管理に関する事項
- ・車の管理に関する事項
- ・有害動物等の管理に関する事項
- ・水の管理に関する事項
- ・排水の管理に関する事項
- ・容器等の管理に関する事項
- ・魚介類の管理に関する事項
- ・廃棄物の管理に関する事項
- ・手洗い場・トイレに関する事項

5 高度衛生管理を推進するための施設整備計画の内容

該当する事業名	事業主体	施設名	計画数量	予定年度	備考
水産物供給基盤整備事業	市	長浜東岸壁（-5.5m）（改良）	182m	H28～30	耐震化
	市	荷さばき所（新築・長浜卸売場棟）	1式	H29～31	建替え
	市	荷さばき所（改修・東卸売場棟）	1式	H29～31	施設付加
	市	荷さばき所（改修・魚函倉庫棟）	1式	H31～32	施設付加
	市	荷さばき所（改修・突堤東卸売場棟）	1式	H31～32	施設付加
	市	荷さばき所（改修・突堤西卸売場棟）	1式	H28～29	施設付加
	市	荷さばき所（改修・西卸売場棟）	1式	H32	施設付加

- ◆施設の設計にあたっては、震災後も安定的な陸揚げ、荷さばきを可能とするよう、所要の耐震設計を施すこととする。
- ◆施設規模については、現状の水揚量が今後も安定的に維持されることを前提に、高度な衛生管理に必要となる規模を算定する。
- ◆荷さばき所の整備にあたっては、外部から危害侵入を防止するため壁・シャッター・防鳥ネットの設置、荷さばき所への人・車の入場の際の洗浄施設、管理通路を導入する。
- ◆場内専用フォークリフト、パレット等の資機材の整備は別途検討する。

事業スケジュール

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	備考
長浜東岸壁（-5.5m） 改良 L=182m	↔↔↔	↔↔↔					耐震化
荷さばき所 (長浜卸売場棟) 新築 1式	↔↔↔		↔↔↔				建替え
荷さばき所 (東卸売場棟) 改修 1式	↔↔↔		↔↔↔				施設付加
荷さばき所 (魚函倉庫棟) 改修 1式	↔↔↔				↔↔↔		施設付加
荷さばき所 (突堤東卸売場棟) 改修 1式	↔↔↔				↔↔↔		施設付加
荷さばき所 (突堤西卸売場棟) 改修 1式	↔↔↔	↔↔↔					施設付加
荷さばき所 (西卸売場棟) 改修 1式	↔↔↔				↔↔↔		施設付加

↔↔↔ : 調査、設計

↔↔↔ : 工事

6 高度衛生管理の推進により見込まれる効果

博多漁港は、特定第3種漁港として、産地機能と消費地機能を併せ持った水産物の流通拠点として重要な役割を果たしている。近年、安全で安心な水産物を求める消費者ニーズに対応するため、早急に、漁港において取り扱う水産物の衛生管理の強化を図ることが求められている。

本事業で、衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体的な整備とともに、市場関係者自らによる衛生管理体制の強化を図ることにより、国民に安全・安心な水産物を提供するものであり、付加価値の向上（水産物の品質低下防止）と魚価の安定が実現される。

7 基本設計の着実な推進に係る事項

＜地元・関係部局との調整状態＞

- ・博多漁港では今まで、博多漁港の衛生管理基本計画を策定するために、卸売業者、仲卸業者、開設者からなる「博多漁港高度衛生管理検討協議会」とその下部組織である「博多漁港高度衛生管理検討ワーキンググループ」によって、市場利用者、漁港・市場管理者等で衛生管理に関する議論を行い、漁港施設の機能・配置の再編について共通の認識を図っている。
- ・特定漁港漁場整備事業計画の策定の過程で、県や市の財政部局の調整を図るとともに、漁港運営協議会で、漁港内施設の規模、配置、事業費、事業スケジュールについて、調整を図りながら関係者の確認を得て決定している。

＜施設の管理・運営体制＞

- ・完成後の管理については、市場開設者である福岡市と卸売業者である株式会社福岡魚市場・福岡中央魚市場株式会社及び仲卸業者である福岡市鮮魚仲卸共同組合・福岡魚類出荷仲卸組合で協力して運営していく。

今後、検討を行う事項は以下のとおりである。

①衛生管理に対する総合的な管理体制の確立

- ・博多漁港の取組・整備内容に基づく各種対策を実施することにより、食中毒菌の混入がないことが確認されるとともに、効果の持続性が図られていることを証明するため、その記録の保管や要請に応じた情報提供が必要となる。そのため、市場関係者を衛生管理の組織を設立して、衛生管理を実施するための体制を構築し、衛生管理に対する総合的管理体制が確立された漁港を目指す。
- ・ソフト対策については、市場関係者の協力が不可欠であり、漁港における衛生管理基準のレベル3の達成・維持に向けて、今後、衛生管理を継続的に行うためのルールや体制づくり（衛生管理マニュアルの作成等）を行うとともに、啓発活動（看板等作成設置、リーフレット作成配布、衛生管理講習会の開催等）を継続的に実施する。

②衛生管理のために講じた措置の確認及び記録

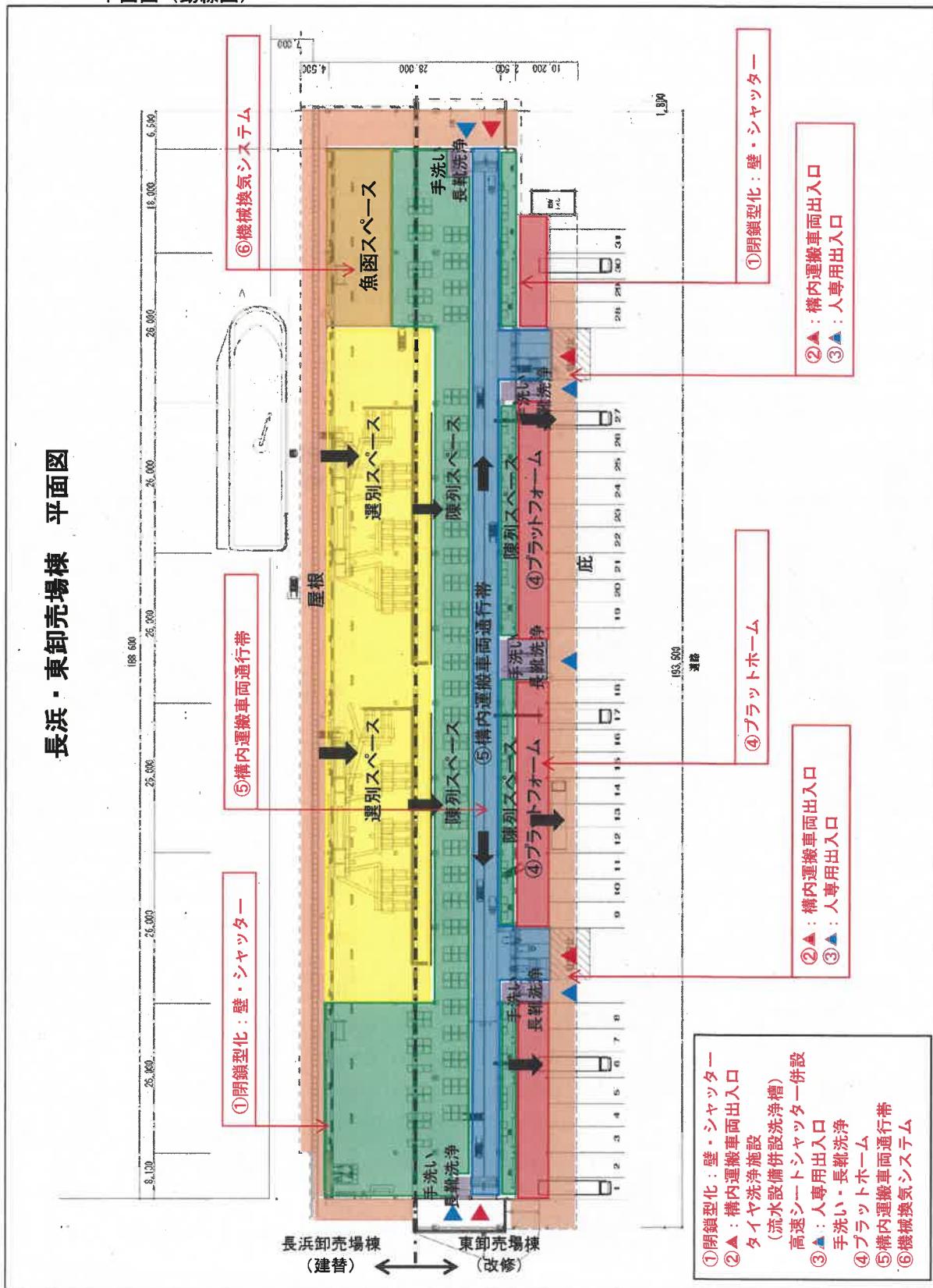
- ・漁港における衛生管理基準（レベル3）に基づき、チェックシートにより実施内容等の確認を行うとともに、記録を保管する。
- ・確認及び記録の頻度は、今後試行の上、対策内容に応じて衛生管理マニュアルで定める。

8 その他特記事項

計画平面図及び断面図、動線図

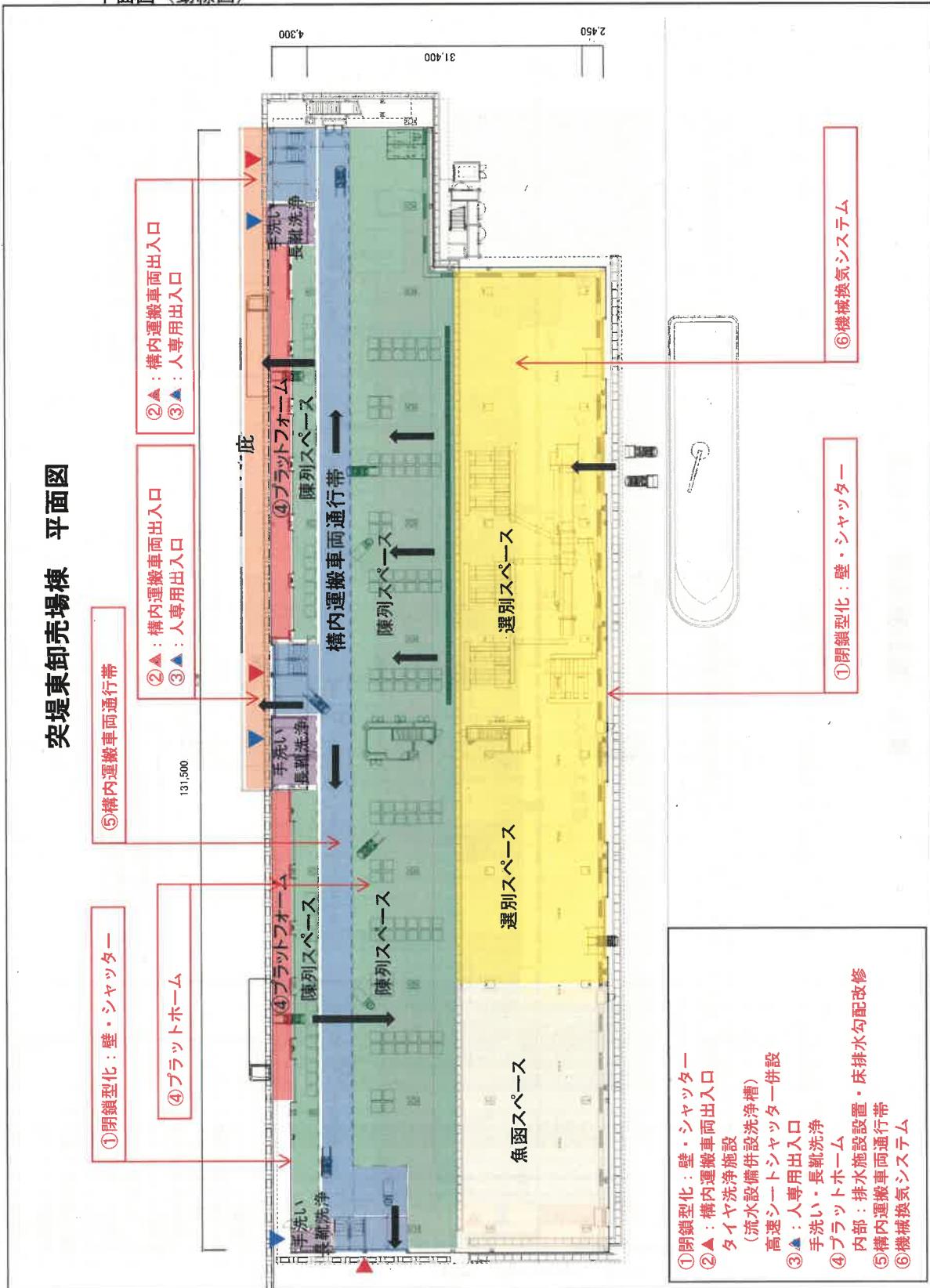
(1) 長浜卸売場棟・東卸売場棟

平面図(動線図)



平面圖

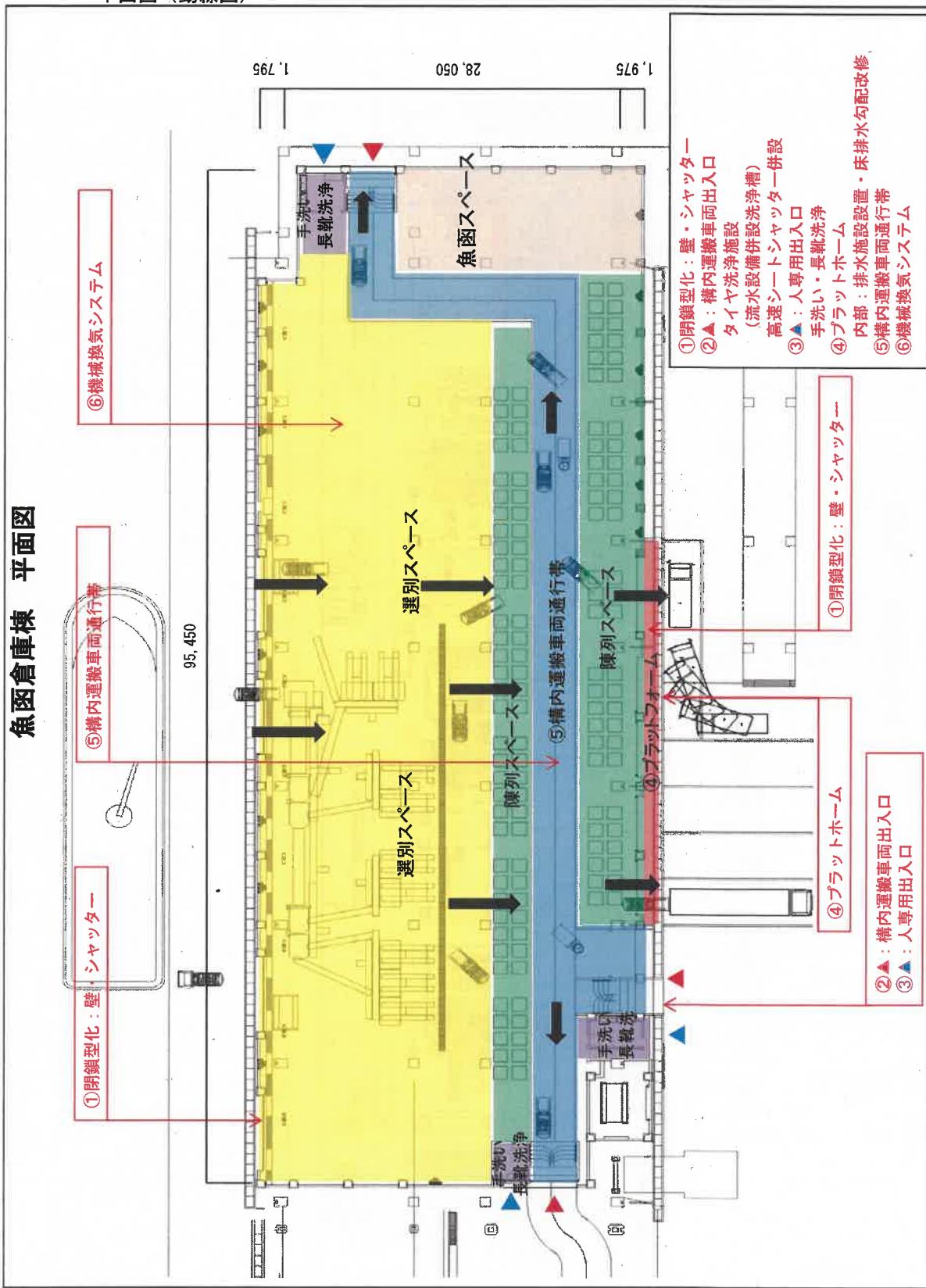
(2) 突堤東卸売場棟
平面図(動線図)



魚函倉庫棟 平面図

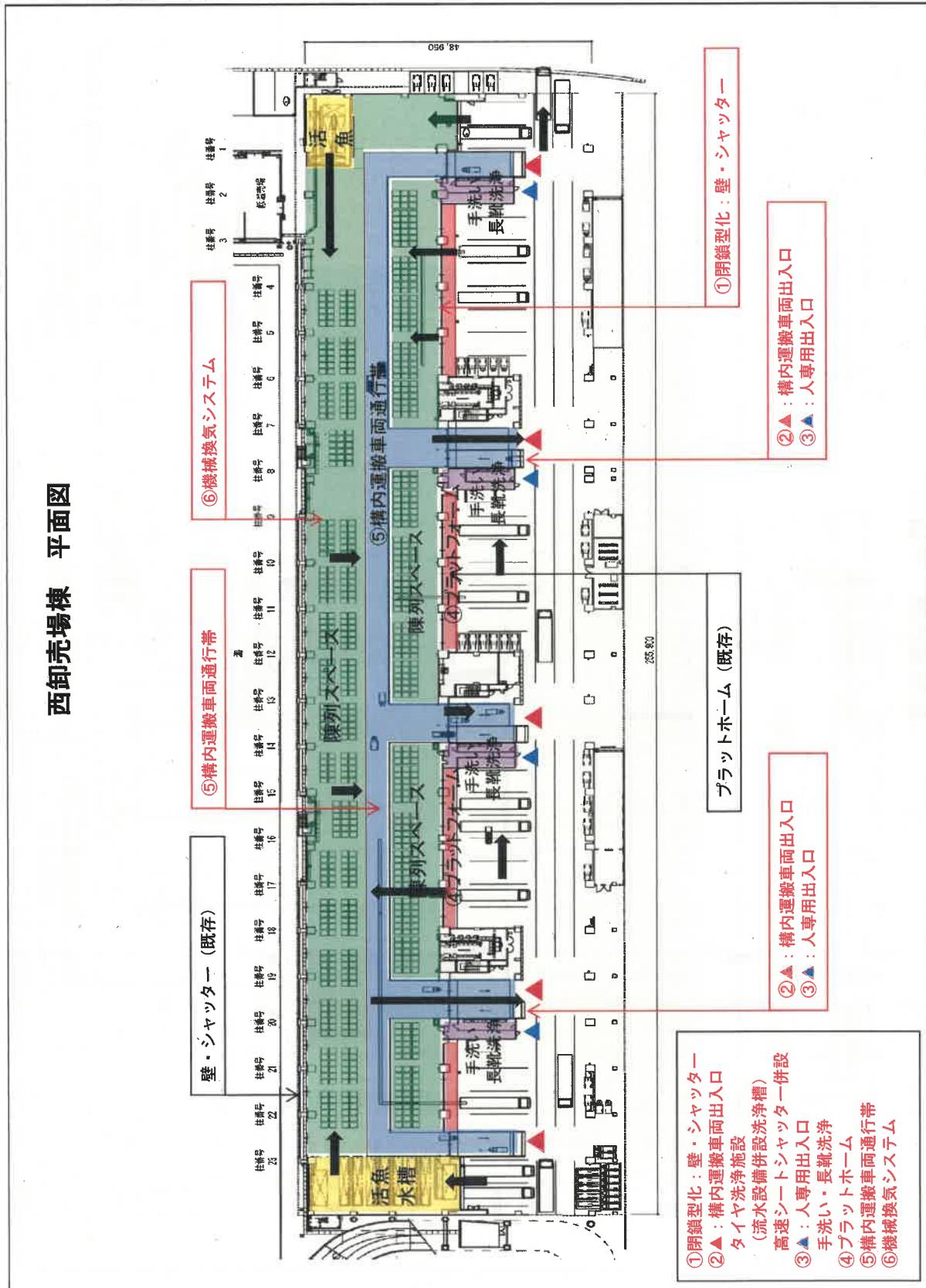
(3) 魚函倉庫棟

平面図(動線図)

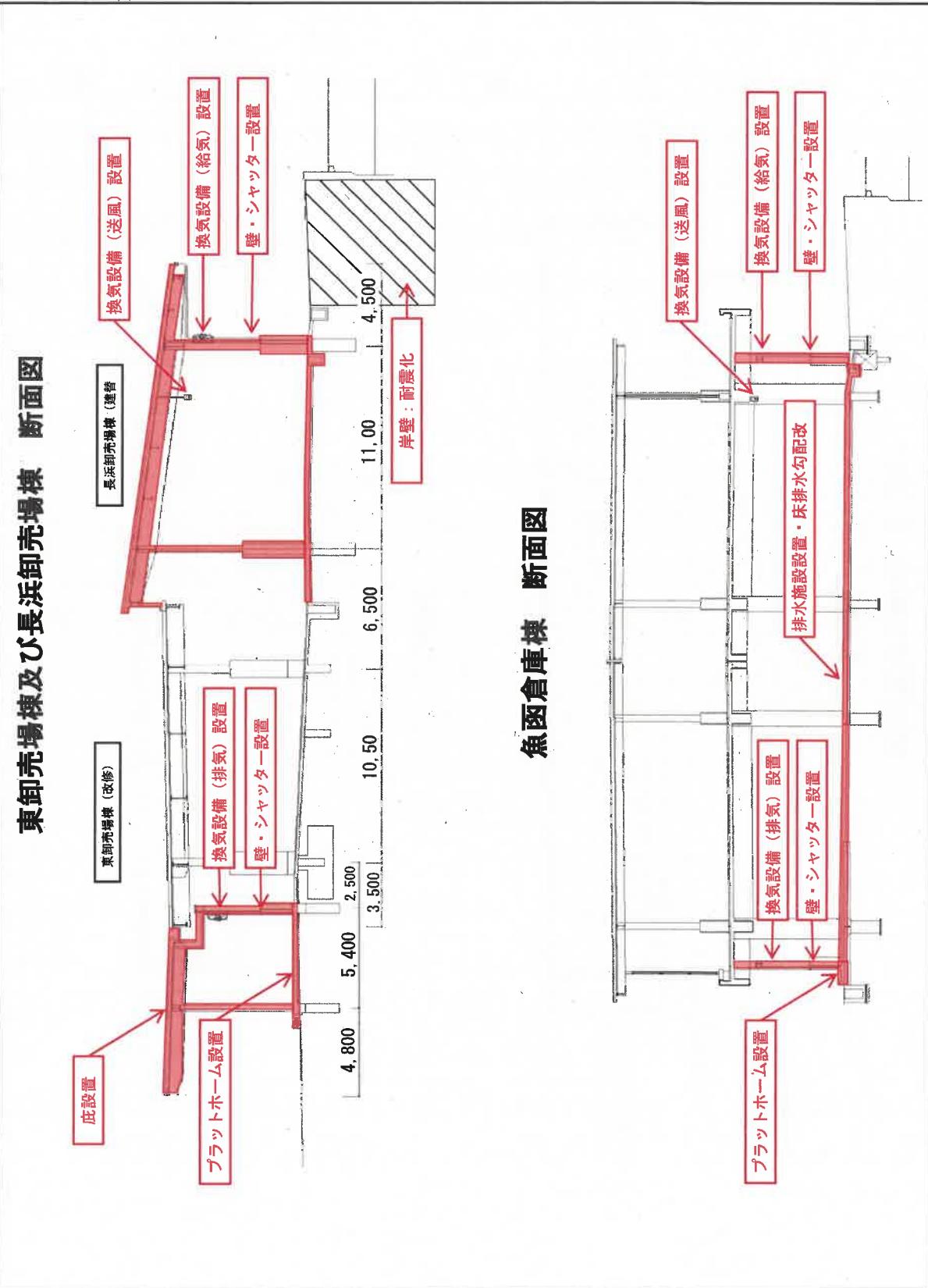


西卸売場棟平面圖

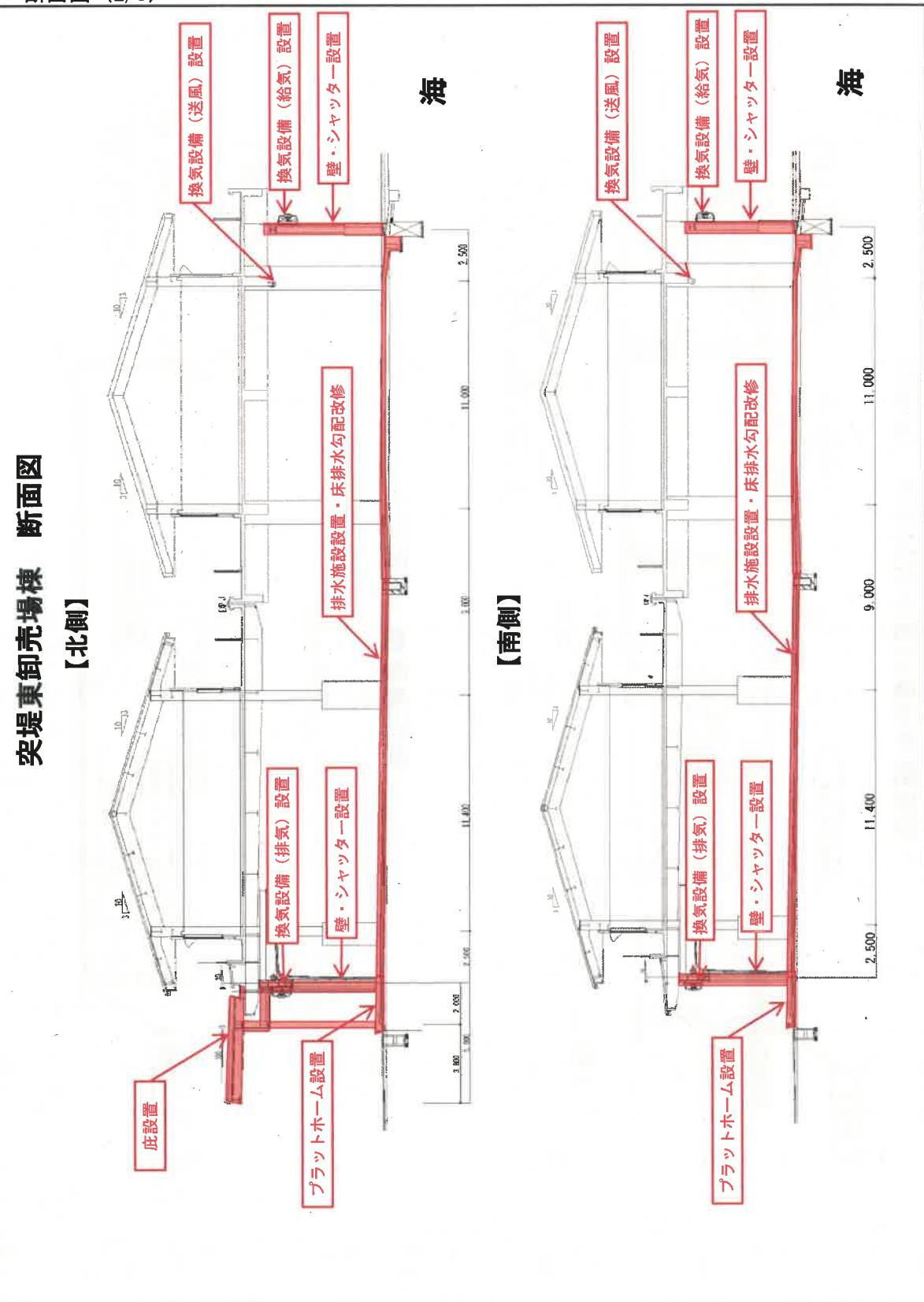
(4) 西卸売場棟
平面図(動線図)



断面図 (1/3)

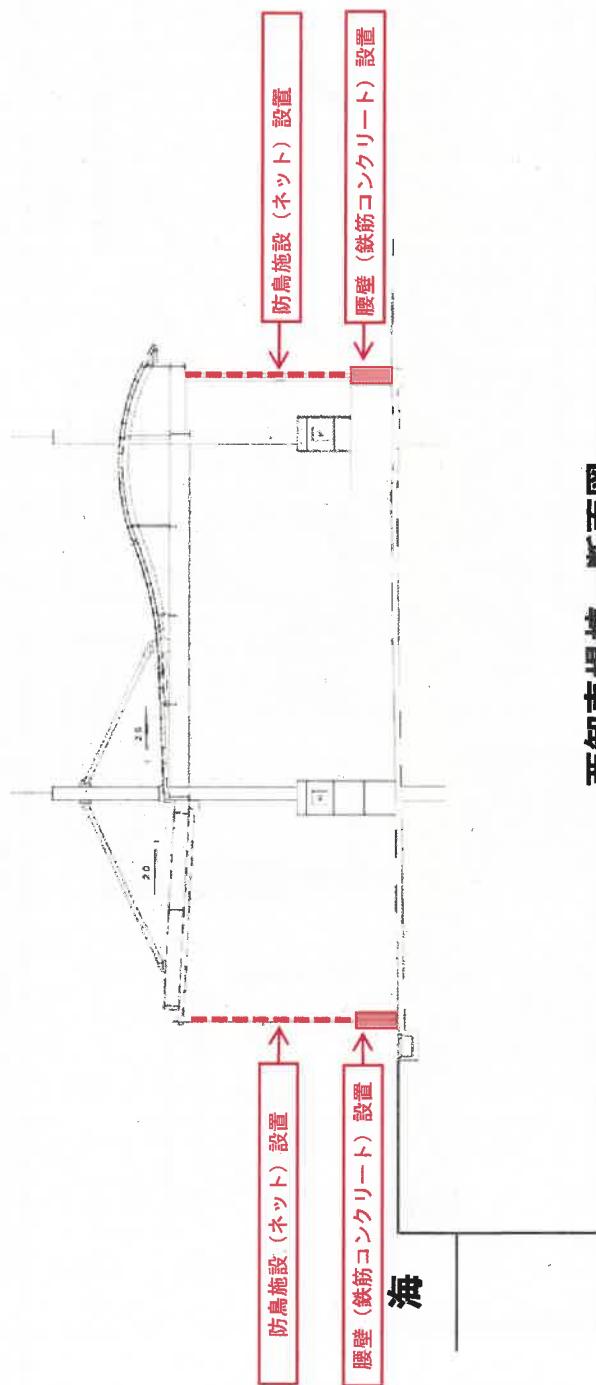


突堤東卸売場棟 断面図 (2/3)

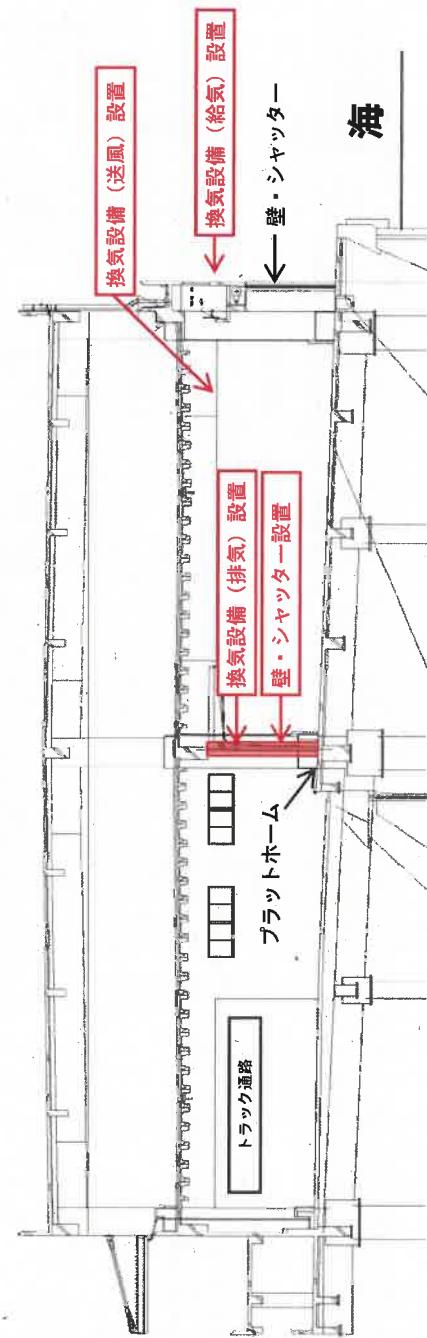


奥堤西卸売場棟 断面図

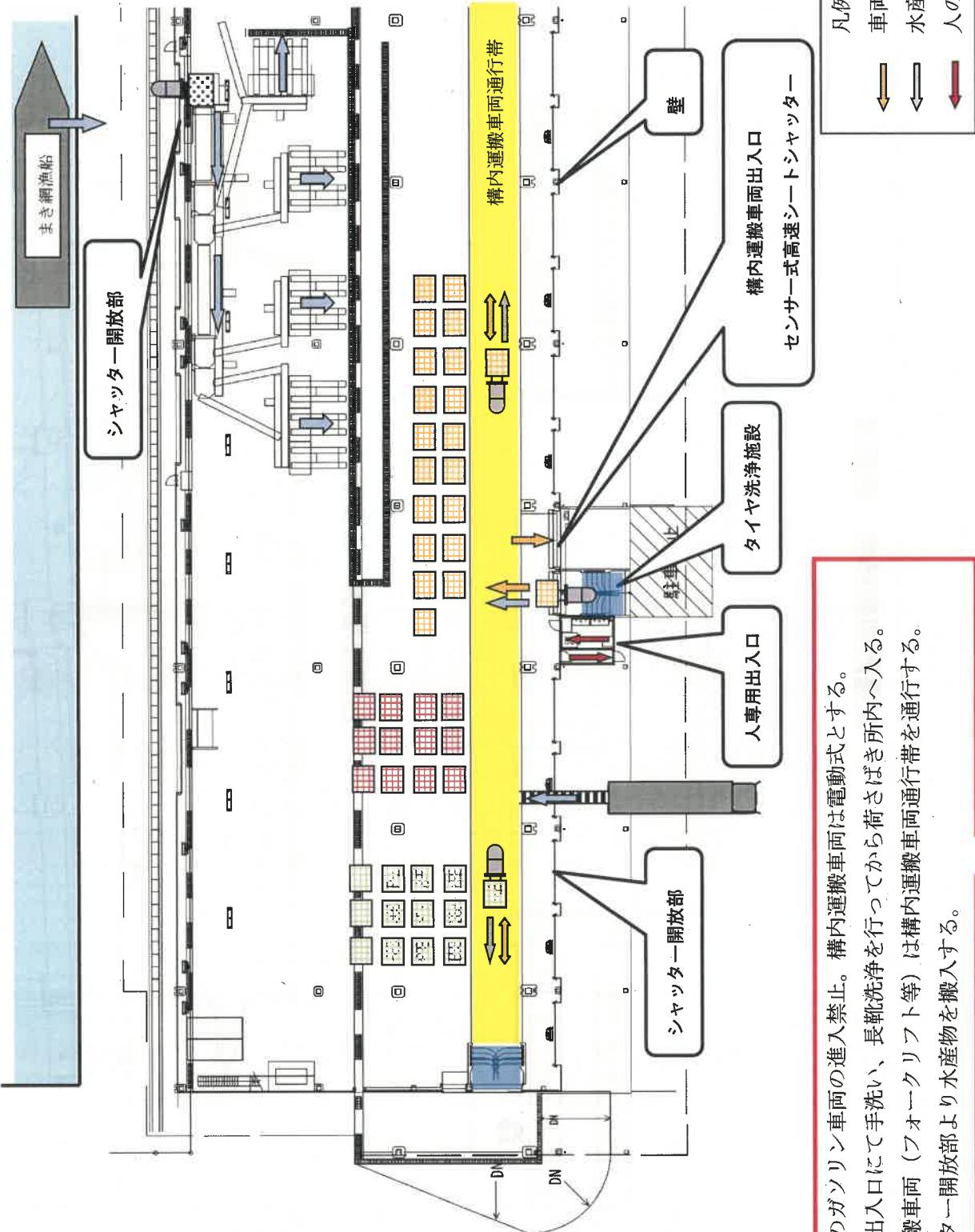
断面図 (3/3)



西卸売場棟 断面図

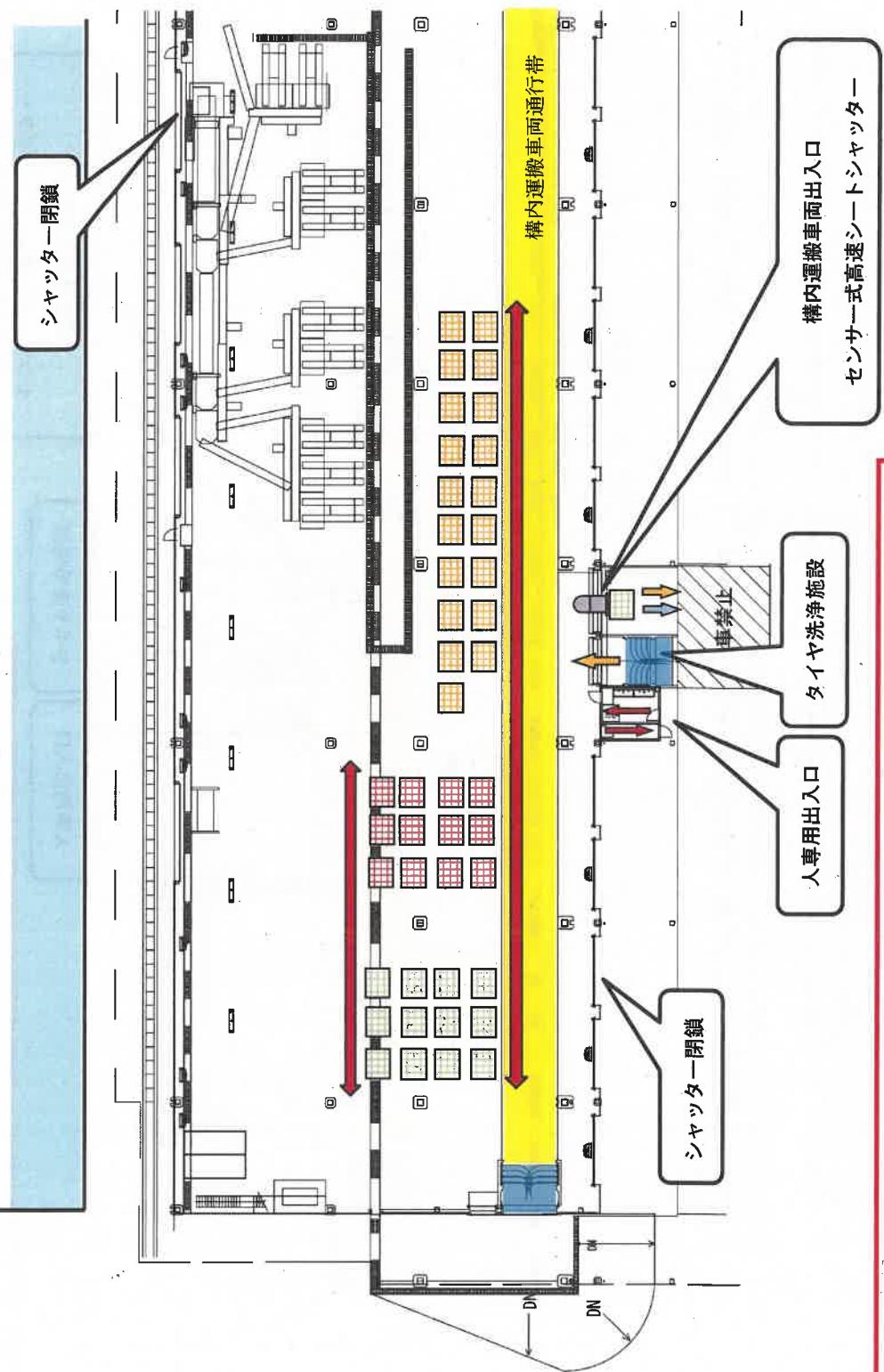


長浜・東卸売場棟 まき網・陸送物 (搬入から陳列まで)



- 場内へのガソリン車両の進入禁止。構内運搬車両は電動式とする。
- 人専用出入口にて手洗い、長靴洗浄を行つてから荷さばき所内へ入る。
- 構内運搬車両（フォークリフト等）は構内運搬車両通行帯を通行する。
- シャッター開放部より水産物を搬入する。

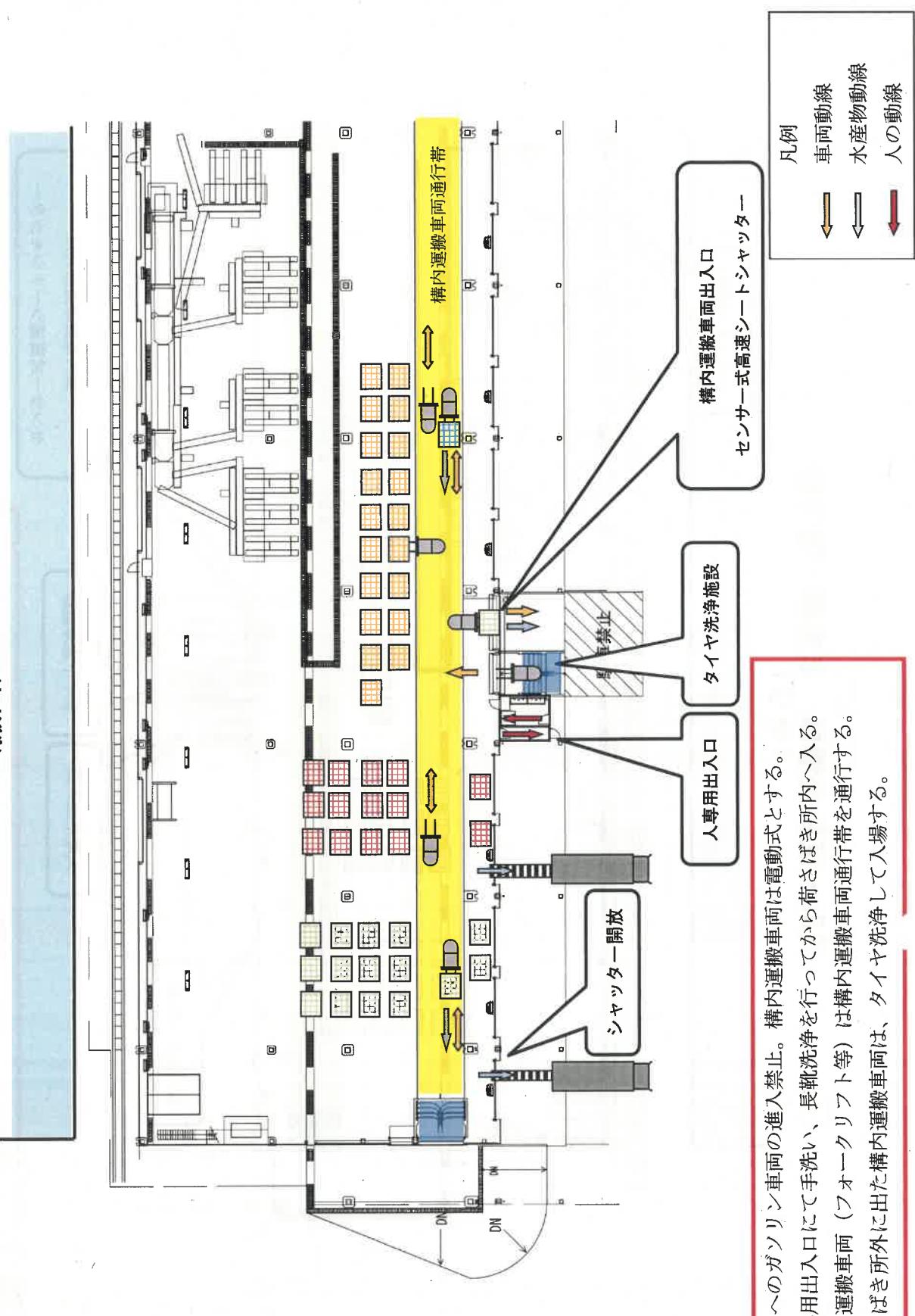
長浜・東卸売場棟 まき網・陸送物 (セリ)



- セリ関係者は、人専用出入口にて手洗い、長靴洗浄を行ってから荷さばき所内へ入る。
- セリ中はシャッターを閉鎖する。
- 構内運搬車両は、専用出入口から搬出及び入場する。
- 荷さばき所外に出た構内運搬車両は、タイヤ洗浄して入場する。

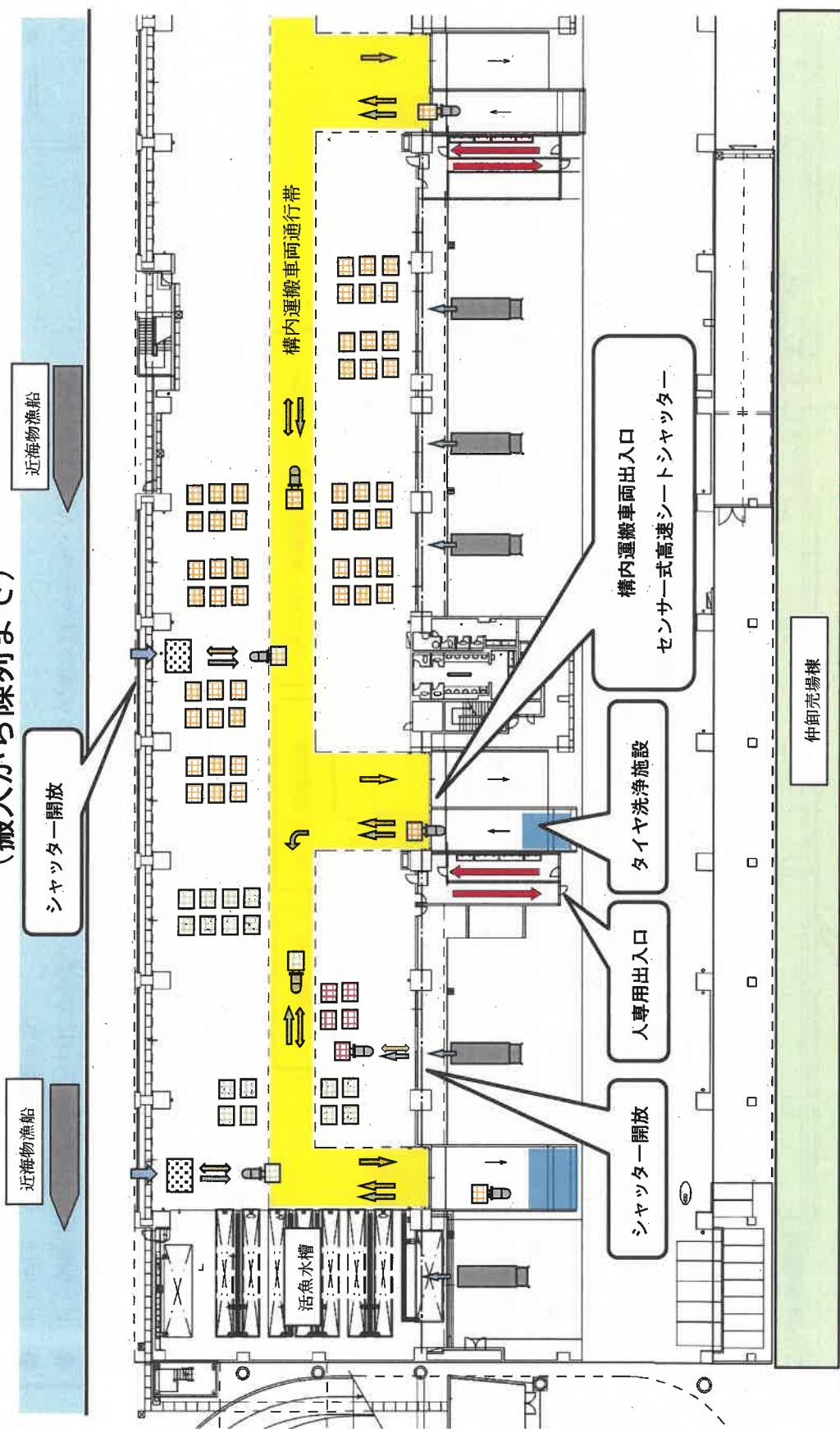


長浜・東卸売場棟 まき網・陸送物 (搬出)



- 場内へのガソリン車両の進入禁止。構内運搬車両は電動式とする。
- 人専用入口にて手洗い、長靴洗浄を行ってから荷さばき所内へ入る。
- 構内運搬車両（フォークリフト等）は構内運搬車両通行帯を通行する。
- 荷さばき所外に出た構内運搬車両は、タイヤ洗浄して入場する。

西卸売場棟 近海物・陸送物 (搬入から陳列まで)



場内へのガソリン車両の進入禁止。構内運搬車両は電動式とする。

人専用出入口にて手洗い、長靴洗浄を行つてから荷さばき所内へ入る。

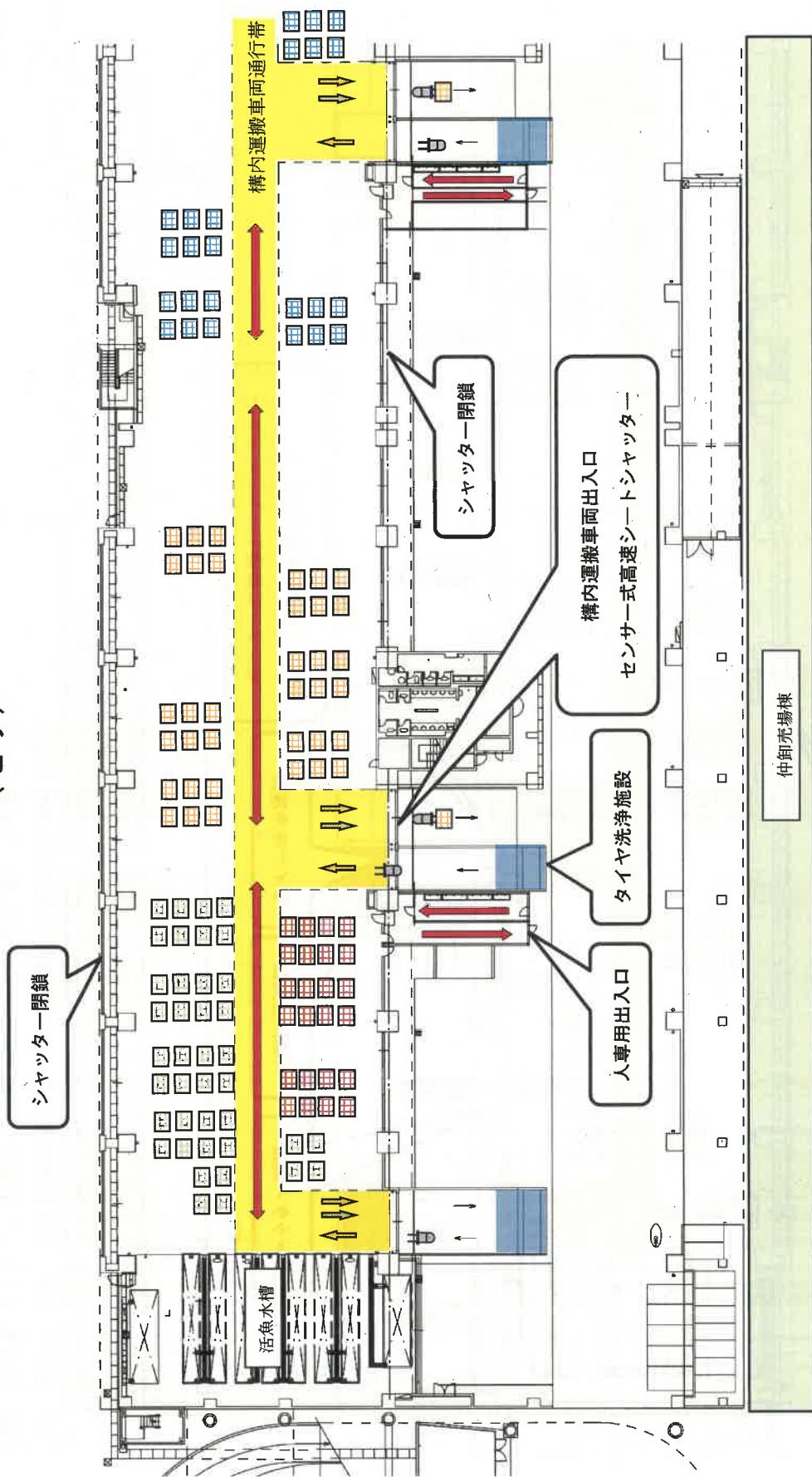
構内運搬車両（フォークリフト等）は構内運搬車両通行帯を通行する。

荷さばき所外に出た構内運搬車両は、タイヤ洗浄して入場する。

凡例

- 車両動線
- 水産物動線
- 人の動線

西卸売場棟 近海物・陸送物 (セリ)



- セリ関係者は、人専用出入口にて手洗い、長靴洗浄を行つてから荷さばき所内へ入る。

セリ中はシャッターを閉鎖する。

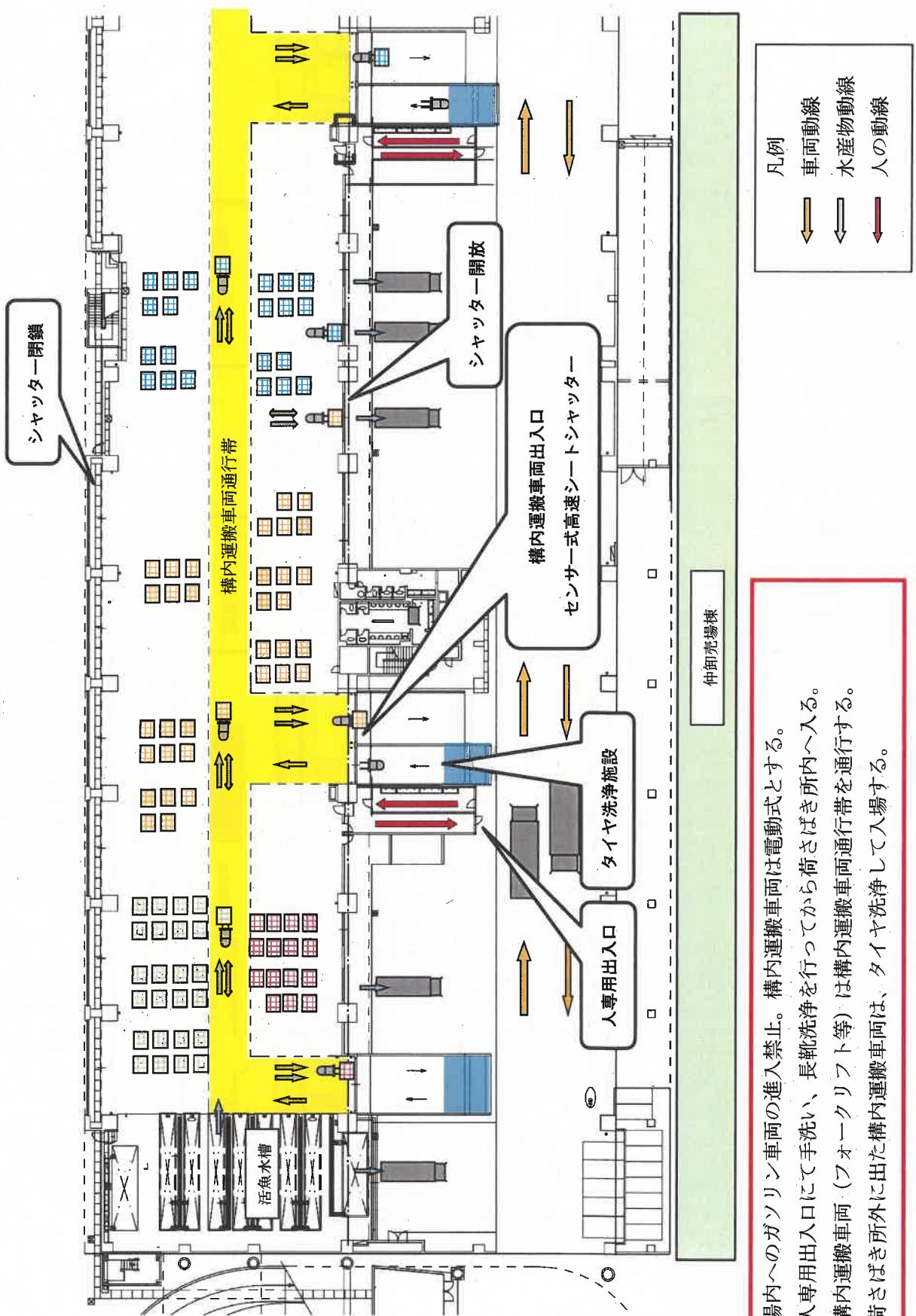
構内運搬車両は、専用出入口から搬出及び入場する。

荷さばき所外に出た構内運搬車両は、タイヤ洗浄して入場する。

凡例

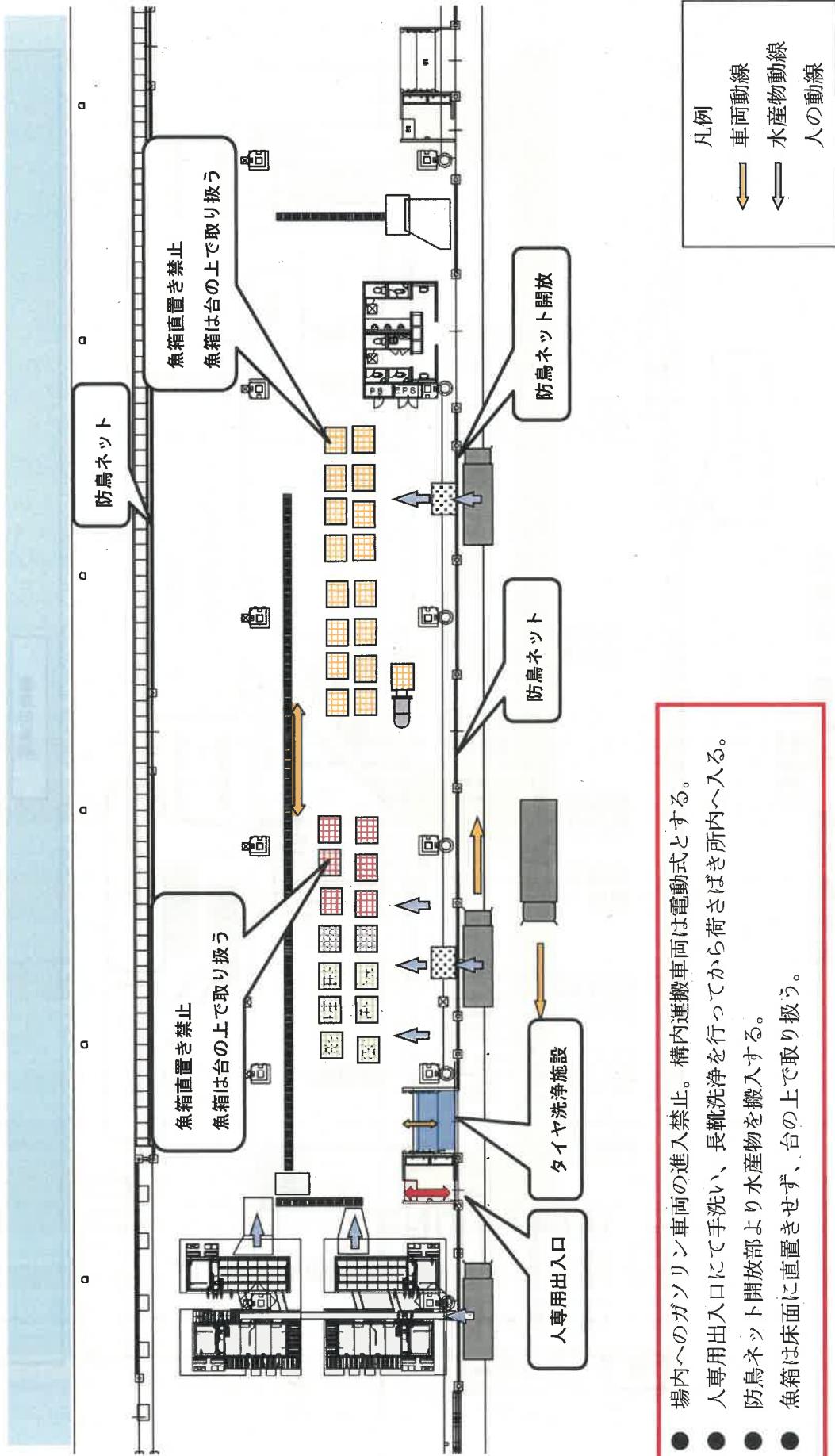
- 車両動線 (Yellow arrow)
- 水産物動線 (Green arrow)
- 人の動線 (Red arrow)

西卸売場棟 近海物・陸送物 (搬出)



- 場内へのガソリン車両の進入禁止。構内運搬車両は電動式とする。
- 人専用入口にて手洗い、長靴洗浄を行ってから荷さばき所内へ入る。
- 構内運搬車両（フォークリフト等）は構内運搬車両通行帯を通行する。
- 荷さばき所外に出た構内運搬車両は、タイヤ洗浄して入場する。

架堤西卸売場棟・近海物・陸送物 (搬入・相対)



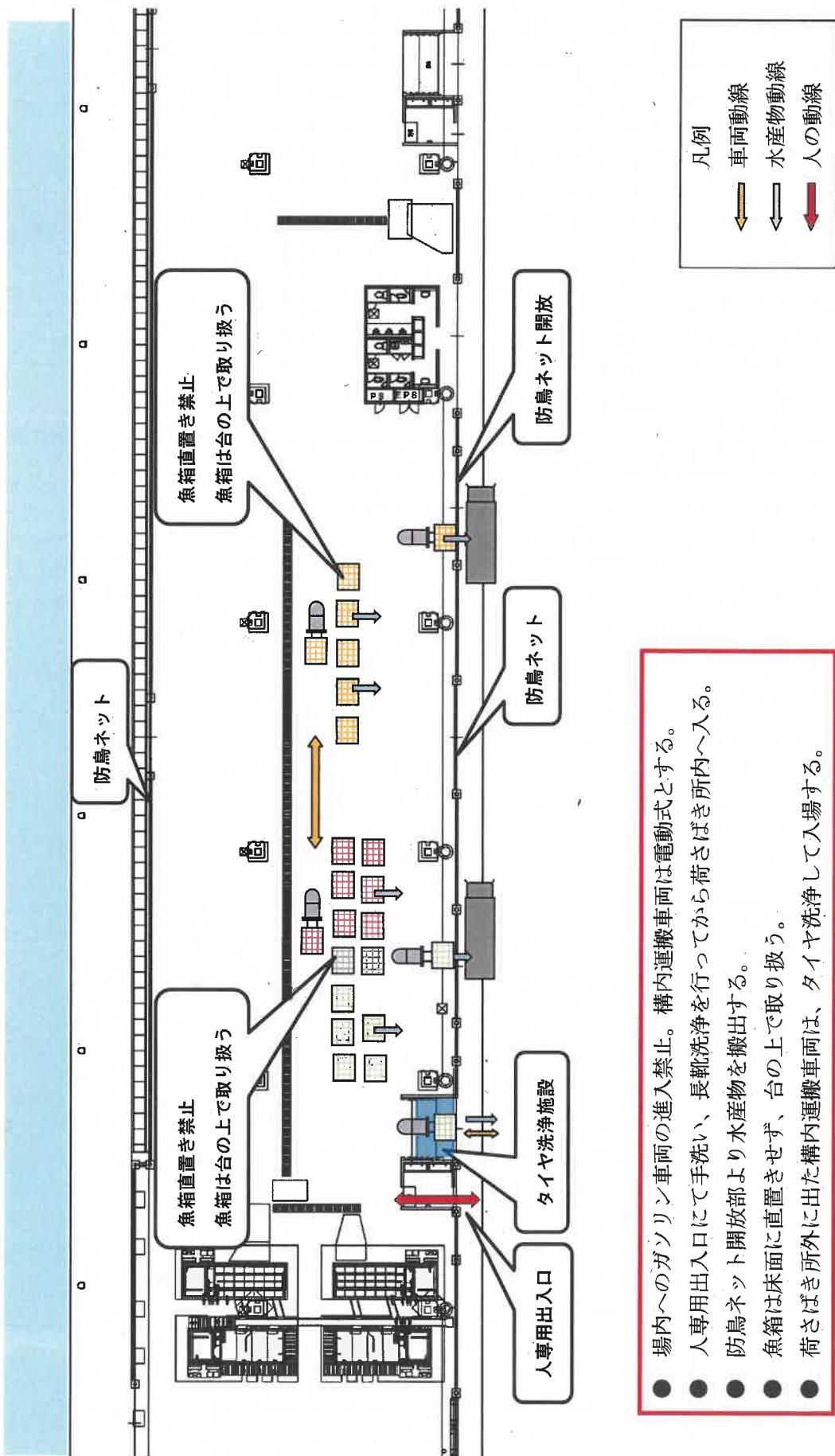
● 場内へのガソリン車両の進入禁止。構内運搬車両は電動式とする。

● 人専用出入口にて手洗い、長靴洗浄を行つてから荷さばき所内へ入る。

● 防鳥ネット開放部より水産物を搬入する。

● 魚箱は床面に直置きせざ、台の上で取り扱う。

突堤西卸売場棟 近海物・陸送物 (搬出)



- 場内へのガソリン車両の進入禁止。構内運搬車両は電動式とする。
- 人専用出入口にて手洗い、長靴先净を行つてから荷さばき所内へ入る。
- 防鳥ネット開放部より水産物を搬出する。
- 魚箱は床面に直置きせず、台の上で取り扱う。
- 荷さばき所外に出た構内運搬車両は、タイヤ洗浄して入場する。

